

介護職員の処遇 改善の取り組み

～働き続けられる職場環境を目指して～

社会福祉法人新潟臨港福祉会

特別養護老人ホーム桃山園

ショートステイ桃山園

デイサービスセンター桃山園

ケアハウス桃山園

桃山園の処遇改善への取り組み ～働きやすい職場づくりを目指して～

当法人は平成10年11月に開設し、今年で21年目を迎えました。
桃山園では、特別養護老人ホーム（定員80名）、短期入所者生活介護（定員20名）、通所介護・総合事業（定員25名）の介護サービスと、ケアハウス（定員24名）の事業を運営しております。

当法人では、運営理念に基づくサービスの提供は、スタッフが第一と考え、当法人で働くスタッフが安心して働ける環境づくりを整えることや、賃金の改善も十分に行えるような制度作りに努めております。



介護職員処遇改善加算の対象となる職員

介護士を中心に、介護助手、介護職員からキャリア変更した生活相談員、ケアマネージャーを対象にしており、65名の処遇改善を実施いたしました。

* 加算には関係ありませんが、介護職員処遇改善加算の対象者以外スタッフ全員の処遇改善を実施しております。

対象となる職員の年齢分布

*令和元年6月1日在職者

年齢	人数
20才台	6名
30才台	18名
40才台	30名
50才台	8名

対象となる職員の在職年数

*令和元年6月1日在職者

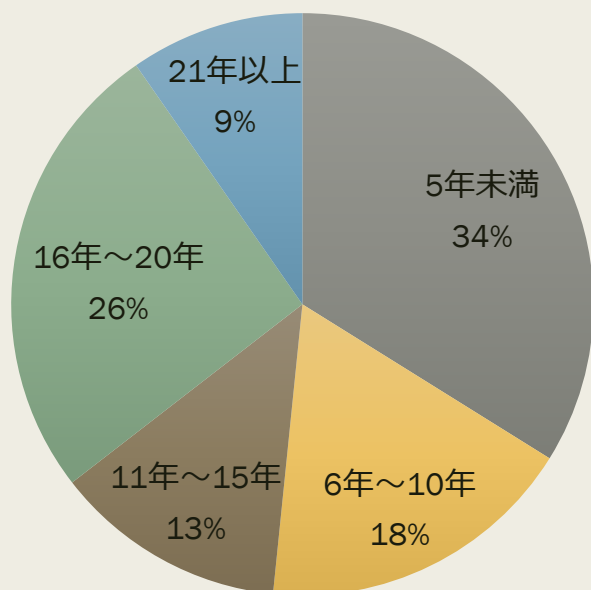
在職年数	人数
1年～5年未満	21名
5年～10年未満	10名
10年～15年未満	9名
15年～20年未満	16名
20年以上	6名

桃山園での処遇改善の取り組みの成果は、スタッフの勤続年数にも表れており、10年以上勤務している介護職員は、62名中30名と約半数となっております。

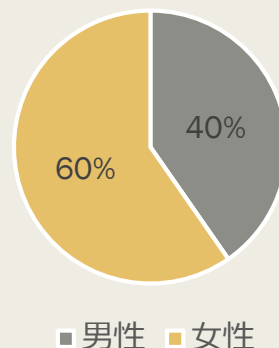
男女比は、6：4となっており、男性も働きやすい環境ができています。また、当園では、中途採用のスタッフも多くおり、前職が別の業種で働いていたスタッフも数多くおります。

62名中で、**介護福祉士を取得している人数は、40名で全体の約65%のスタッフが資格を取得**しております。資格取得支援制度もあるので、資格未取得者でも働きながら資格を取得できるよう支援しております。

介護スタッフの在職期間



男女比



賃金改善について

当園は、平成21年9月から平成23年3月まで実施された『介護職員処遇改善交付金』及び平成24年4月より『介護職員処遇改善加算（Ⅰ）』を受け介護スタッフの賃金改善を現在まで実施してきました。

賃金改善の実施方法は、主に「基本給」の改善を実施してきており、勤務年数やキャリア、資格の取得状況等に応じ、毎年昇給を実施しております。

当年度の賃金改善額は、『介護職員処遇改善加算』を取得した時点での給与水準と比べ、**対象となる職員の平均年間改善額は、おおよそ98万円となっております、月額にならずとおおよそ8万円の改善となっております。**

勤続年数別平均年収

在職期間	平均年収（夜勤あり）	平均年収（夜勤なし）
1年～5年	3,541,000円	2,218,000円
6年～10年	3,883,000円	—
11年～15年	4,391,000円	3,518,000円
16年～20年	4,622,000円	3,783,000円

当園では、人事考課を行い毎年昇給を実施しており、上表のとおり、勤続年数ごとに給与が上がる仕組みとなっております。

人事考課は、目標の達成度や研修の受講、勤務態度などを総合的に評価しております。

研修の充実

研修は、毎年計画を立て実施しております。

未経験者でも安心して働けるよう、技術研修は充実しております。

また、新しい技術や情報を共有できるような研修も実施しております。



研修計画は、毎年度事業計画に掲載しております。ホームページで公表しておりますので、そちらをご覧ください。

[桃山園ホームページ⇒『桃山園』で検索](#)

資格取得支援制度

介護福祉士資格を取得するための介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修を中心に介護に必要な資格取得支援を行っております。

支援内容は、費用を全額法人負担とすることや、受講できるような勤務調整を行っております。

処遇改善加算の適用要件

要件Ⅰ

職位、職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をおこなっており、給与規程により定め明示しております。

要件Ⅱ

『介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標』

- ・毎年度初めに、各々が目標を設定し、各部門長との面談のうえ年間行動目標を立てています。
- ・資質向上の取り組みとして、研修計画に基づき技術や知識の習得のための研修を実施しています。
- ・資格取得支援制度により、資格を取得しやすい環境を構築しています。

要件Ⅲ

- ・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを構築しています。
具体的には、人事考課規程に基づき、毎年度末に人事考課を実施している。

労働環境・処遇の改善

- ・新入介護職員には、早く仕事に慣れてもらうためのプログラムをつくり、育成担当者を選任し、安心して働けるよう取り組んでいます。
- ・雇用管理においては、労働基準法等に則り適切に実施しております。
- ・ICTの活用は積極的に行っており、介護記録システムにより業務の効率化を図っています。勤務表の作成や、利用者の持ち物チェックなどもシステム化を行い、業務の効率化を図っています。
- ・腰痛予防対策については、利用者の転落事故防止も併せて“超低床ベッド”を導入しています。
- ・子育て支援としては、厚生労働省が示す努力義務である育児休業制度を積極的に運用し、子育てをしながら安心して働ける制度を構築しています。
- ・非正規職員や派遣職員からの正職員への転換制度の実施をしています。

平成30年度処遇改善加算（I）の状況

処遇改善加算総額	28,010,394円
賃金改善所要額	54,449,189円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	197,681,197円
ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額	143,232,008円

賃金改善の概要

改善した給与項目	改善した具体的内容	改善金額
基本給	職員一人あたり基本給をおおよそ40,000円/月の増額	30,883,390円
諸手当	職員一人あたり役付手当、業務手当、資格手当、夜勤手当をおおよそ4,000円/月の増額	3,263,926円
賞与	職員一人あたり期末手当（6月・12月）でおおよそ163,000円の増額	10,583,188円
法定福利費等	職員一人あたり給与改善により増加した社会保険料でおおよそ12,000円/月の増額	9,718,685円

介護職員一人当たり賃金改善月額 （賞与を含む平均額及び会社負担保険料の増額分）	81,907円
介護職員一人当たり賃金月額 （賞与を含む平均月額）	306,958円

